

新型コロナウイルス感染症の5月8日以降の取り扱い

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが、5月8日から「季節性インフルエンザ」と同じ「5類」へ移行しました。

コロナに感染しても行動制限はありませんが、外出を控えるよう推奨される期間は「発症日を0日として5日間かつ症状軽快後24時間程度」とのことです。

ご家族が感染されたとしても、濃厚接触者として特定されることはありません。

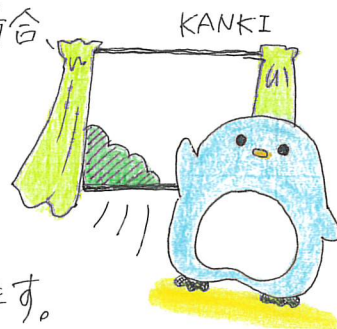
また、職場での感染対策は、事業者や個人の判断が基本となります。

● 傷病手当金について... ●

新型コロナに関しては、これまで「臨時的な扱いとして、医師による労務不能期間の証明を不要とされてきましたが、5月8日以降は医師の証明が必須となります。

● 労災補償について... ●

- ・ 医療従事者や介護従事者が新型コロナに感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、5月8日以降も原則として労災給付の対象となります。



- ・ それ以外の業種の場合、業務の実情を調査の上、業務との関係性が認められる場合には労災の対象となります。ただし、感染経路が特定されないときは、複数の感染者の確認や私生活での行動で感染リスクが非常に低い状況であること等から労災と認定されるか判断されます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。